

第168回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和7年1月20日（月）午後2時00分
 2 開会の日時 令和7年1月20日（月）午後1時51分
 3 閉会の日時 令和7年1月20日（月）午後2時49分
 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所 7階大会議室
 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別
 出席15名 欠席2名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	欠席	職務代理	小橋 久宣	出席
2	荒井 隆文	出席	11	小林 弘幸	出席
3	板野 元次	出席	12	佐藤 卓司	出席
4	浦上 和己	出席	13	真田 明彦	出席
5	遠藤 康二	出席	14	丹原 昭二	出席
6	賀門 義和	出席	15	長瀬 孝司	出席
7	國定 豪	出席	16	三垣 千秋	出席
8	久山 優	欠席	17	和田 修一郎	出席
会長	黒田 栄三郎	出席			

- 6 事務局出席者
 事務局：担当局長 吉澤 史郎 参事 今村 正樹
 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
 担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏

7 傍聴者0名

8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (4) 転用事業計画変更承認申請について
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 地域計画について
 (2) 合同新年会について
 (3) その他

- 9 議事録署名委員の番号及び指名 4番 浦上 和己 13番 真田 明彦
10 議事の内容
- 議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第168回総会を開会します。(あいさつ)
議事録署名委員を指名します。4番 浦上委員、13番 真田委員にお願いします。
議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願ひします。
- 田尾係長 議案の訂正があります。お配りした正誤表をご覧ください。
また、先月許可の議決をした御津吉尾の倉庫、事務所、露天資材置場を転用目的とする5条申請は、面積が3,000m²を超えていましたので、12月18日の県農業会議に諮問し、許可適当との答申があり、同日許可指令書を交付しております。
- 議長 それでは、議案の審議に入ります。
第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。
申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。
まず、出席の委員さんが関係する案件である中・中央地区1番を審議します。事務局から説明をお願いします。
- <※丹原委員退室>
- 田尾係長 1ページ1番、受人は芳賀に居住し、約1.4haの農地を耕作する農業者で、増反により佐山の畑を取得しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。
- 議長 1番について、中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 和田委員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、申請等(1)の1番の1件を許可と決定してよろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、そのように決定します。
- <※丹原委員入室>
- 議長 引き続き、中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。
- 田尾係長 1ページ2番、受人は津高に居住し、自身が代表取締役を務める法人と合わせて約2.5haの農地を耕作する農業者で、増反により津高の田畑を取得しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。
- 3番、受人は備前市に居住し、新規農により辛川市場の畑を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、受人は中牧に居住し、約19aの農地を耕作する農業者で、増反により中牧の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、受人は矢坂本町に居住し、世帯で約8aの農地を耕作する農業者で、増反により矢坂西町の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、受人は芳賀に居住し、約1.5haの農地を耕作する農業者で、受贈により芳賀の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、受人は芳賀に居住し、約1.9haの農地を耕作する農業者で、受贈により芳賀の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

和田委員 中・中央地区協議会で、2番から7番までの6件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 1ページ8番、受人は総社市に居住し、世帯で約3aの農地を耕作する農業者で、増反により高塚の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は津寺に居住し、世帯で約71aの農地を耕作する農業者で、増反により加茂の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は門前に居住し、新規農により新庄上の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は中撫川に居住し、新規農により中撫川の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ12番、受人は白石に居住し、新規農により吉備津の田に20年間使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は足守に居住し、世帯で約6.6haの農地を耕作する農業者で、増反により下足守の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は吉備津に居住し、世帯で約28aの農地を耕作する農業者で、増反により吉備津の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は新京橋三丁目に居住し、新規農により東山内の田畠を取得しようとするものです。なお、受人は渡人から東山内の中古住宅を購入しております、令和7年2月頃に転居予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

北・吉備地区協議会で、8番から15番の8件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

次に、御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

2ページ16番、受人は御津宇甘に居住し、約46a耕作する農業者で、増反により御津高津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は御津金川に居住し、新規農により御津伊田の田及び御津川高の田畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は大阪府大阪市に居住し、新規農により御津伊田の畠を所有権移転しようとするものです。なお、受人は渡人より御津伊田の中古住宅を購入しております、令和6年12月に転居しています。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は建部町西原に居住し、約93a耕作する農業者で、増反により建部町西原の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は建部町西原に居住し、約23a耕作する農業者で、増反により建部町西原の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ21番、受人は北区神田町二丁目に居住し、新規農により建部町土師方の田畠を所有権移転しようとするものです。なお、受人は渡人より建部町土師方の中古住宅を購入しており、令和7年2月頃に転居する予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は建部町富沢に居住し、約82a耕作する農業者で、増反により建部町田地子の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、16番から22番までの7件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

3ページ23番、受人は築港新町一丁目に居住するコンサル業者で、新規農により藤田の田畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番、受人は中区江並に居住する会社員で、新規農により小串の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

25番、受人は古新田に居住し、世帯で約97aを耕作するアルバイト兼農業者で、受贈・借入地の取得により古新田の田畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

26番、受人は藤田に事務所を置き、約9.4haを耕作する農地所有適格法人で、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4ページ27番、受人は山田に居住し、世帯で約60aを耕作する農業者で、増反により山田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

28番、受人は北区東島田町二丁目に居住する会社役員で、新規農により山田の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5ページ29番、受人は彦崎に居住する会社員で、新規農により彦崎の田畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6ページ30番、受人は藤田に居住する農業者で、新規農により西七区の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、23番から30番までの8件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議員 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(1)の2番から30番までの29件については、いずれも許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 7ページ1番、本件は令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は貸露天駐車場であり、令和4年1月18日に許可を受け、現在一時転用中です。

申請地の東方面約100mに所在する事業所が事業の進展拡大により当該事業所の従業者が利用する貸露天駐車場として利用されてきました。一時転用期間中、申請地が適正に貸露天駐車場として利用されてきたこと、また、今後も従前通り貸露天駐車場として継続利用される必要があることから、申請地を貸露天駐車場8台分として永久転用許可を受けようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

和田委員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議員 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(2)1番の1件については、許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 8ページ1番と2番については、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも転用目的は自己専用住宅です。

1番、申請人らは北区平田の借家に申請人らと子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭であることから、申請人(妻)の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

2番、申請人は北区津高の借家に申請人と妻と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭であることから、申請人の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は露天駐車場です。

自己の所有地は軽自動車1台分の駐車スペースしかないため、自宅前の申請地の所有権を移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、本件は令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は露天駐車場です。

申請人は北区津島京町二丁目に主たる事務所を置く学校法人です。現在、職員のために使用している駐車場が手狭になったため、学校から近い申請地の所有権を移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番から7番までは、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

5番、申請人らは、北区今八丁目の借家に申請人らと子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人(妻)の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は南区築港緑町三丁目の借家に申請人と妻と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は北区今一丁目の借家に申請人と妻と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人と妻の勤務先に近い

申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、地域センターから 500m 以内の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

和田委員 中・中央地区協議会で、1番から7番までの7件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長 8ページ8番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は西花尻に診療所を設け、歯科医業を営む法人です。業務の進展に伴い、現在使用中の駐車場では手狭になったため、診療所の隣接地である、申請地の所有権を移転し、露天駐車場にしようとするものです。

農地区分は農地の広がりが 10ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、本件は令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は農家住宅です。

申請人は、内山下二丁目の借家で生活していますが、現住居は実家や耕作地から離れているため、実家に近く、農業の面でも都合の良い、父所有の申請地に使用貸借権を設定し、農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが 10ha 以上の 1 種農地と判断されますが、集落に接続した住宅であり、父所有地で代替地がない事から、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

三垣委員 北・吉備地区協議会で8番と9番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 10番から13番までは、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和6年4月19日付で農振除外広告済の案件で、転用目的はいずれも自己専用住宅です。

9ページ10番、申請人らは藤田の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、子どもの通園・通学に際して近隣である申請地の所有権を取得して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人らは中区江並の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

12番、申請人らは浦安南町にある申請人（子）の持家と、福浜町にある申請人（母）の持家でそれぞれ生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、申請人（子）の現住居から近く、生活環境の変わらない申請地の所有権を取得して、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、申請人（子）の現住居は転居後売却し、申請人（母）の現住居は転居後、同居している長男が住み続けます。

13番、申請人は倉敷市連島町連島の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の実家及び職場に近い申請地の所有権を取得して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、南区役所から半径300m内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番から20番までは、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和6年10月25日付で農振除外広告済の案件で、転用目的はいずれも自己専用住宅です。

14番、申請人は米倉の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は倉敷市北畠一丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は倉敷市児島柳田町の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

10ページ17番、申請人は中区今在家の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は倉敷市安江の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は妹尾の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

20番、申請人らは北区奥田西町の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、箕島駅から半径500m内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番から28番までは、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和6年10月25日付で農振除外広告済の案件で、転用目的はいずれも自己専用住宅です。

21番、申請人は福富西一丁目の実家に両親、弟とで生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には両親と弟が住み続けます。

22番、申請人は福島二丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

23番、申請人は新福二丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

24番、申請人らは豊成二丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

25番、申請人らは北区岡南町一丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

26番、申請人は新保の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

27番、申請人（夫）は中区江並の実家で父と2人で、申請人（妻）は北区庭瀬の借家で生活していますが、家財道具が増え、同居するには手狭なため、夫の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、申請人（夫）の実家には、引き続き父が住み続けます。

28番、申請人は芳泉三丁目の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、南区役所から半径500m内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12ページ29番、本件は令和6年10月25日付で農振除外公告済みの案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は芳泉二丁目の借家に夫婦と子ども3人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、南区役所から半径500m内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

30番、転用目的は露天資材置場、露天駐車場です。

申請人は北区野田三丁目に事務所を置き、建設業を営む法人ですが、申請地

周辺で造成工事の予定があり、今後も近隣での工事が見込まれるため、交通至便である申請地の所有権を取得し、露天資材置場および露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

31番、転用目的は分家住宅です。

申請人は宗津の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になつたため、妻の実家に近く、今後農作業の手伝いもしやすい父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員　　南区協議会で、10番から31番までの22件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等（3）については、1番から31番までの31件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、そのように決定いたします。

議長　　次に、申請等（4）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長　　13ページ1番、転用目的は露天資材置場で、令和6年5月20日付けで許可となった案件です。

転用者は申請地周辺で公共下水道施設の設置工事を施工しておりますが、工事期間が伸びたため、一時転用期間の延長希望の意向があり、計画変更の承認を受けようとするものです。

農地区分は農用地になりますが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

三垣委員　　北・吉備地区協議会で、1番について協議したところ、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは申請等（4）については、1番の1件ですが、承認と決定してよろしいですか。

全員　　異議なし。

- 議長 それでは、そのように決定します。
- 次に申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定（所有権移転）について審議します。事務局より説明をお願いします。
- 逢坂課長補佐 （5）利用集積計画（所有権移転）について説明します。
14ページ1番及び15ページ1番の2件です。
農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、いずれも所有者から財団への所有権移転です。
計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。
- 議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、申請等（5）は原案どおり決定してよろしいですか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、そのように決定いたします。
- 次に、申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。
- 田尾係長 16ページ1番から22ページ33番までの33件で、5番は遺贈による所有権取得、18番は時効取得による所有権取得、残る31件はすべて相続による所有権取得です。4番、9番、12番、30番はあっせん等の希望があります。
- 各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。
- 議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、申請等（6）については、33件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、そのように決定します。
- 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。
- 逢坂課長補佐 報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、23ページ1番の1件で、転用目的は、敷地拡張1件で、専決日は備考欄のとおりです。
- 報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、24ページ1番から25ページ19番までの19件で、転用目的は、宅地5件、共同住宅用地1件、露天駐車場6件、賃貸アパート1件、分譲住宅地4件、露天資材置場・分譲住宅地1件、道路1件で、専決日は備考欄のとおりです。
- 報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、26ページ1番から29ページ19番までの19件で、解約理由は耕作目的15件、転用目的4件です。離作料は記載のとおりとなっています。
- 報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、30ページ1番の1件で、内容は、農業用排水路1件です。
- 報告（5）農地改良届については、31ページ1番及び2番の2件で、内容は果樹園1件、育苗圃1件です。

議長 これらの報告について、ご質問等はありますか。
全員 ありません。

議長 それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案を説明

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事務局 次回総会予定（2月18日（火）岡山市役所7階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時49分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員